

平成30年度第2回山形県入札監視委員会審議事項の概要

- 1 開催日時 平成31年1月23日（水）午前9時30分～11時45分
- 2 会 場 山形県庁1001会議室
- 3 出席委員 委員5名（是川委員長、青柳委員、梅津委員、大泉委員、兼子委員）
- 4 県出席者 県土整備部部長、次長、整備推進監、関係部局職員など計34名

5 審議事項の概要

- (1) 抽出事案の審議について（対象期間：平成30年4月1日～平成30年9月30日）

① 抽出事案1

平成30年度上山地区基幹水利施設ストックマネジメント事業第1工区工事
【建設工事／一般競争入札（条件付）／村山総合支庁産業経済部農村整備課】

| | |
|----|--|
| 委員 | 入札参加申請者が1者であるが、元々の参加可能業者は何者あったのか。また1者に至った理由等わかれば教えてください。 |
| 県 | ダム監視制御、放流警報設備を含む水管理システムの更新における元々の参加資格者は、電気通信工事として過去15年間の施工実績などから、県内5者、県外14者の19者と把握していた。 |
| 委員 | 10年間の工期の中で、電気通信工事に関し、過去にも同じ落札者に固定されているのか教えてください。 |
| 県 | 平成23年から当事業がスタートし、最初の水管理システム更新として平成24年度から工事が始まり入札者は7者、平成25年度は2者、平成26、28、29年度は1者であり、全て今回と同じ落札者が受注している。 |
| 委員 | 同じ業者が受注している状況であるが、他の業者が受注できる状況ではないのか、継続性があるものなのか、また、今後平成32年度まで異なる業者が受注できる可能性はあるものか。 |
| 県 | 他の業者も参加できる状況であるが、水管理システムは全体的な系統が考慮される必要があるため、過去に受注した業者が落札しやすい傾向にあることも考えられる。 |
| 委員 | 下請変更等報告書の下請業者一覧で、削除されている業者があるが、事情等確認はしているか。 |
| 県 | 削除しているのは、下請工事が終わった業者である。 |
| 委員 | 既存施設の老朽化に伴う変更契約をしているが、事前に確認 |

| | |
|-----|--|
| | はできなかったのか。 |
| 県 | 本事業の施設調査は平成21年に行ったものであり、当時は電線類について問題はない判断であったが、発注後に業者と現場を確認したところ、だいぶ劣化が進んでいることが分かり判断したものである。 |
| 委員 | 平成21年から10年ほど経過しており、さらにこれまでも同じ業者が落札していることで、徐々に施設が老朽化している状況について把握できたのではないか。 |
| 県 | これまで老朽化について問題はなかったが、今回はこれまでと違う工事場所であり、改めて確認をしたところ、老朽化が確認されたものである。 |
| 委員 | 変更契約における増額分の金額の妥当性は、どのようにして確認したのか。 |
| 県 | 県で変更設計額の積算を行い、請負比率を乗じた額を変更請負額としているため、適切な金額と判断している。 |
| 委員 | 県が積算した金額で変更契約を行っているが、再度入札することで、もっと安く発注できる等の検討はしなかったのか。 |
| 県 | 再度の入札においても、設計額の積算は、県で決定した積算基準等を適用して行うものであり、変更設計と同様となる。 |
| 委員 | <p>予定価格事前公表の事案で、競争性もなかった。県が積算した設計額を下回ったと判断される。</p> <p>この事案は、技術的には他の業者も参入できるが、システムという都合上、1者だけの申請となった。また、施工してみなければわからなかった老朽箇所が事実上あったため、事後的に変更せざるを得なかったものと整理させていただきます。</p> <p>この事案について、適正であるとしてよろしいか。</p> |
| 全委員 | はい。 |

② 抽出事案2

平成30年度道路施設長寿命化対策事業（交付金・地方道橋梁補修）外一般県道平田鮭川線鮭川橋橋梁補修工事

【建設工事／一般競争入札(条件付)／最上総合支庁建設部道路計画課】

| | |
|----|--|
| 委員 | 4者の参加申請があったが、1者応札となっており、3者が辞退された理由等わかれば教えてください。また、工事が始まった平成27年度からの応札状況について教えてください。 |
| 県 | 3者辞退の理由について確認はしていないが、過去においても辞退されている状況が続いている。 |

| | |
|----|---|
| | 平成27、28、29年度においても1者応札で、同じ業者が落札している。 |
| 委員 | 他の業者が受注するのは技術的に難しい工事であるのか。 |
| 県 | 通常の補修よりも18mmの増し厚があり、特殊な工事であるため、経験の少ない工事となっている。 |
| 委員 | 入札参加資格の地域要件について、県内から拡大するなどの基準は、各総合支庁において決めるものなのか。 |
| 県 | 県の基準があるが、その原則の要件で応札者がいない場合には、発注機関において要件を拡大していくことになる。 |
| 委員 | 下請業者一覧に交通誘導の警備契約が含まれているが、下請工事に含まれることになるのか、また、下請金額の記載はないが、建設業法上の下請金額に含めるものになるのか。 |
| 県 | 交通誘導員を現場に張り付けるもので、建設企画課においては、建設業ではないため下請金額の記載は不要として、下請として関わる業者を把握するために、金額を含めず記載するよう指導しているものである。 |
| 委員 | 冬期間だけの工事ということであったが、工期が9月21日から3月28日までとあり、実際の工期はこれより短くなるのか。 |
| 県 | 河川管理者である国土交通省より、非出水期での工事と条件が付けられており冬期間だけとなる。準備工が入るため、実質の工事期間は短くなり、開始は11月末から12月となる。 |
| 委員 | 最上で雪が多いと思うが、工期について問題はないのか。 |
| 県 | 工期については問題ないものと確認している。 雪の問題について、道路交通上は除雪をしながら行っており、実際の作業は、橋の下に潜る必要があり寒いため、防寒対策として囲いをしている。 |
| 委員 | 冬にしか工事ができないという条件について、県の算定は、囲いを作ったり、除雪が必要になると思われるが、予定価格に考慮されるものなのか。 |
| 県 | 冬期間の割増しとして諸経費等に含まれる。 |
| 委員 | 冬期間の工期で、それ以降まで延びるような変更が必要な状況ではないか。 |
| 県 | 実際施工してみないとわからない部分について、数量変更等必要になることはあると考えられる。また、増水などの災害が発生することも考慮され、変更の可能性がないとはいえない状況である。 |
| 委員 | これまでも同じ業者が受注しており、技術的には経験が必要な特殊な工事ということだが、当工事完了後の継足し部分 |

| | |
|-----|-------------------------|
| | については、他の業者も参入できるものでよいか。 |
| 県 | はい。 |
| 委員 | この事案について、適正であるとしてよろしいか。 |
| 全委員 | はい。 |

③ 抽出事案 3

平成 29 年度（明許）土砂災害対策事業（防災安全・通常砂防（国補正））亀岡沢砂防えん堤工事

【建設工事／一般競争入札(条件付)／置賜総合支庁建設部河川砂防課】

| | |
|----|---|
| 委員 | 3 者の参加申請があったが、1 者応札となっており、2 者が辞退された理由等わかれば教えてください。また、平成 27 年度からの工事ということで、その実績も含め応札状況について教えてください。 |
| 県 | 1 者応札の理由は確認していないが、前年度に国の補正予算に対応した予算配分があり、当工事の入札時期に繰越予算の工事発注件数が例年以上に多かったことから、請負者側の技術者配置の都合上と推察される。 過去の工事としては 3 件の発注実績があり、1 件目は平成 27 年度で、1 者応札で他社が落札、2 件目は平成 27 年度明許予算で、3 者応札で今回と同じ業者が落札、3 件目は平成 28 年度明許予算で、2 者応札で他者が落札している。 |
| 委員 | 工事発注のタイミングとしては、この時期になるものなのか。 |
| 県 | 補正予算の配分時期に応じて速やかに発注し、この時期となった。 |
| 委員 | 下請業者一覧について、1 次下請のみであるが、2 次下請以降はないことについて確認しているか。 |
| 県 | 確認の上、1 次下請が 1 者のみであった。 |
| 委員 | 交通誘導はなかったということでよいか。 |
| 県 | 工事場所が山の中であり、交通誘導等の必要はなかった。 |
| 委員 | 3 回に分けて発注しているのは、予算の関係ということでよいか。 |
| 県 | そのとおりである。この砂防えん堤は、3 回に分けて発注している。 |
| 委員 | 補正予算の関係上、工事の発注はこの時期にならざるを得ないのか。 |
| 県 | すぐに準備を始め、速やかに発注してこの時期となった。 |
| 委員 | 当事案は、速やかに発注する方針で発注されたのか。 |
| 県 | 防災工事であり、なるべく早く完成させたいことから速やか |

| | |
|----|--|
| | に発注したものである。 |
| 委員 | 工期について、当初の10月から、12月まで1箇月半程度延長の変更契約をしているが、どのような理由からか。 |
| 県 | 当初、草木が相当生い茂っており、人道があることが分からなかったが、着工後、地元の方から人道付け替えの要望があった。これについて機能補償としての工事の必要性が確認されたため、この分を増額変更し、工期も延長したものである。 |
| 委員 | 地元の要望で工事が追加されているが、地元の要望は、工事発注の事前段階でわかったことではないのか。 |
| 県 | 当初から、人道の存在を把握することが出来たならば、その扱いを事前に地元と協議していたはずである。また、地元住民に対して事業説明会などを実施しているが、その際も人道に関して地元から何も要望がなかったため、事前に把握することが出来なかった。 |
| 委員 | 予定価格事後公表の事案であるが、落札率が99.9%とかなり高いことについて、どのような見解か。 |
| 県 | 建設業者の積算能力が向上していること、また、当該工事に特殊な工種がなく積算しやすいことから、結果的に高い落札率になったと考える。 |
| 委員 | 当該工事は、平成27年度から工事が始まって4回目であり、防災工事なので速やかに実施してきたとの説明があったが、平成29年度の補正予算の前に同年度の当初予算としては措置されなかったのか。 |
| 県 | 当該工事が始まる直前まで、平成28年度からの繰越工事を実施していた。その後、雪解けとともにこの工事が始まっている。 |
| 委員 | 平成28年度の工事は、補正ではなく当初予算であるが、変更で工期が伸びたということか。 |
| 県 | 毎回、前年度の繰越予算で翌年度の暮れまで工事をしており、直前の工事は平成29年春から同年秋まで実施していたものである。 |
| 委員 | 当初予算の工事で、なぜ発注がそれほど遅くなるのか。 |
| 県 | 前年度の繰越予算の工事を翌年度の降雪期前まで実施していたためである。 |
| 委員 | 雪が少ない方が工事しやすいものか。 |
| 県 | 工事場所が山の中で豪雪地であること、また、コンクリートの品質確保の観点から、可能なら冬は避けることとしている。 |
| 委員 | 工期が延長になっても、12月辺りには終わっているものか。 |
| 県 | 平成28年度の工事は10月下旬に終わっている。 |
| 委員 | 入札参加資格について事前審査をしているが、事後審査が多 |

| | |
|-----|---|
| | い中で、事前審査をされているのはなぜか。 |
| 県 | これまで入札参加資格の審査方式について、8,000万円以上の場合は事前審査としていたが、平成30年7月に、設計金額に関わらず事後審査方式を適用した。当事案は、それ以前であるため事前審査としたものである。 |
| 委員 | 1者入札であるのは、国の補正予算による発注の多い時期で技術者の不足などが考えられたものであり、また、国の補正予算による影響のある工事であった。 この事案について、適正であるとしてよろしいか。 |
| 全委員 | はい。 |

④ 抽出事案4

平成30年度当山・畑1地区農業農村整備計画策定業務委託

【建設工事関連業務委託／一般競争入札（条件付）／

庄内総合支庁産業経済部農村計画課】

| | |
|----|--|
| 委員 | 応札可能業者17者のうち1者応札になった理由がわかれば教えてください。また、落札者の山形県土地改良事業団体連合会（以下「土地連」という。）の組織について教えてください。 |
| 県 | 参加申請が1者であったのは、業務の内容が国への事業採択に係る事業計画書作成といったレアなケースであるものと推測している。また、土地連は、土地改良法に基づいて設立した団体であり、市町村や土地改良区が会員となって土地改良事業を推進するための法人組織である。 |
| 委員 | 出資はどこから出ているのか。 |
| 県 | 会員の土地改良区や市町村からの出資をいただいている。 |
| 委員 | 本事業は、土地改良区で対応できないのか。 |
| 県 | 本業務委託のほか、前年度までに基礎調査を行っており、これは土地改良区が事業実施主体で実施している。 |
| 委員 | 事業採択において、農地の集積を行うとあったが、農地中間管理機構で実施できるものか。 |
| 県 | 中間管理機構が行っている農地集積事業と県が担当している農地整備事業が連携しながら集積集約を進めている。 |
| 委員 | 平成28年度から一般競争入札が試行されたようだが、平成29年度の本地区の業務委託の状況はどうであったか。 |
| 県 | 平成29年度に本年度と同様に一般競争入札の総合評価落札方式で発注しており、土地連1者の応札であった。 |
| 委員 | 応札が同一1者のみであることをどのように考えるか。また、指名競争入札での実施は考えられなかったか。 |

| | |
|-----|--|
| 県 | <p>業務に当たって、過去の実績や農家の方々の意見を踏まえて行う作業内容となるため、同じ業者が落札することが多くなってしまった。また、土地連は農家の集まりである土地改良区が会員でもあることから、農家のノウハウを有しており、土地連が受注することが多いと考えられる。</p> <p>一般競争入札は、平成28年度から試行しているが、指名競争入札より門戸が広いやり方である。</p> <p>平成28年度前までは、随意契約等で対応していたが、門戸を広げ、民間からも参加できるように一般競争入札を試行した。これにより、測量では民間の落札もあり、計画についても民間からの申込みがある状況である。</p> |
| 委員 | <p>農林水産部の条件付一般競争入札による業務委託の発注一覧の資料を見ると、測量以外は土地連が落札されているようだが、他の業者も参加できるように努力はされているのか。</p> |
| 県 | <p>県としては、一般競争入札において、民間でできる分野を拡大しているところであり、平成30年10月総合評価落札方式の技術面配点を見直し、新たな業者が参入しやすいように改善した。</p> |
| 委員 | <p>民間業者も参加できるように努力されているが、ノウハウ等の課題もあり、結果として1者応札となったものということで、この事案について、適正であるとしてよろしいか。</p> |
| 全委員 | <p>はい。</p> |

⑤ 抽出事案5

平成30年度流域下水道事業（防災・安全交付金）山形処理区山形山辺中山幹線外管渠診断調査等業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／村山総合支庁建設部都市計画課】

| | |
|----|---|
| 委員 | <p>1回目の入札で、15者とも予定価格を上回っている状況で、予定価格はどのような積算基準で設定されているか。</p> |
| 県 | <p>国土交通省及び下水道協会から公表されている積算基準に従っており、テレビカメラの調査については5者の業者から見積りを徴取の上積算している。</p> |
| 委員 | <p>業務委託名にある「防災・安全交付金」について御説明いただきたい。また、この工事は、県内他地区においても延々と続くものなのか。</p> |
| 県 | <p>下水道のマンホールの損傷が進むと、道路の陥没等が起こり得ることから防止するために調査をしている。</p> <p>調査方法については、山形処理区だけで約53kmあり、約10年で全路線をひと回りする考え方で、漏れなく調査を行い、その</p> |

| | |
|-----|--|
| | 結果、修繕が必要な箇所についてはその都度対応していくものとなる。 |
| 委員 | おおよそ今回参加の15者が毎回の応札者となるのか。また、落札者は毎回異なるものか。 |
| 県 | 指名業者はおおむねこの15者になると思われるが、毎回異なる業者が落札している状況である。 |
| 委員 | 入札価格について、例年業者の積算能力が高くなっている中で、今回1回目の入札では全者が予定価格を上回っているが、単価が上がっているものがあるなどの原因について何か調査はされているか。 |
| 県 | 委託の時期による業者の都合や利益確保のためと思われる。 |
| 委員 | この事案について、適正であるとしてよろしいか。 |
| 全委員 | はい。 |

⑥ 抽出事案 6

平成 30 年度災害復旧事業等調査費月布川外災害測量及び設計業務委託
【建設工事関連業務委託／指名競争入札／

村山総合支庁西村山地域振興局西村山河川砂防課】

| | |
|----|--|
| 委員 | 指名理由にある測量士の数について具体的に教えてください。 |
| 県 | 県に登録されている入札参加資格者名簿にある測量士の数により業者選定している。 |
| 委員 | 西村山地域管内の該当する業者は、全て測量士の数を満たしていたということによいか。 |
| 県 | はい。 |
| 委員 | 金額変更で増額されているが、その経緯について説明してください。 |
| 県 | 被災箇所が新たに1箇所見つかり増額となったこと、また11月の国からの実地査定の中で、方法等の設計見直しの指示があり、4工区の設計の内容見直しを行ったことによるものである。 |
| 委員 | 見直しになったというのは、どのようなことか。 |
| 県 | 災害査定の場合、実地で査定が入り、その中で必要ないと判断された部分等について指示があると、再度積算・設計をしなければいけなくなるため、その作業について修正業務として追加したものである。 |
| 委員 | 業者選定理由にある「管内の技術力の高い業者」というのは、測量士の数で選定したということによいか。 |
| 県 | 測量士の数を選定理由とした。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | 測量士の数以外で技術力が高いと判断する点はないのか。 |
| 県 | 実績や受注されている金額等、広く勘案する場合もあるが、今回の業務内容については一般的なものでもあり、災害復旧であるため時間的な都合もあったため、他管内の事情も考慮して、測量士の数が多ければ、当該業務において技術的に十分な能力があると判断したものである。 |
| 委員 | 業務委託内容にそれほど特殊性はないものであったのか。 |
| 県 | 業務内容については、それほど特殊なものではない。 |
| 委員 | 入札価格が、予定価格にかなり近いが、積算しやすい業務内容であるのか。 |
| 県 | 歩掛等については、県で公表している積算基準に基づいており、業者の積算能力も高く、予定価格に近い金額が積算できるものとなっている。 |
| 委員 | 位置図について、当初の5工区のうち大井沢の寒河江川1箇所が遠く離れているが、全体を考慮して1契約にまとめた状況なのか、また、距離的に上乗せ分など発生するものなのか。 |
| 県 | 寒河江川は少し離れているが、ここだけ1箇所別発注となると、金額的な都合もあり、当初の5工区は十分1者で対応可能な箇所数と判断したものである。また、上乗せは発生しません。 |
| 委員 | この事案について、適正であるとしてよろしいか。 |
| 全委員 | はい。 |

4 その他 特になし